

国の庁舎等の利用者の利便性及び安全性の向上に関する行政評価・監視 改善事例集 ー主な改善事例ー

- 【事例 1】高齢者等が転倒しないよう、踏み板を設置し玄関前の段差を解消
(移動等円滑化経路：車いす、高齢者等が利用する経路)・・・1 頁
- 【事例 2】車いすのキャスター等が落ちないように、排水溝の蓋をスリット幅 2 c m 以下のものに
交換 (移動等円滑化経路：車いす、高齢者等が利用する経路)・・・2 頁
- 【事例 3】敷地内の階段で転落しないよう、踏面の端が見分けやすい視認用テープを設置
(敷地内通路)・・・3 頁
- 【事例 4】視覚障がい者が通行しやすいよう、点字ブロック付近の駐輪自転車を整理し注意看板
を設置 (視覚障害者移動等円滑化経路：点字ブロックの視覚障がい者用経路)・・・4 頁
- 【事例 5】車いす使用者のための駐車場を新たに設置 (駐車場)・・・5 頁
- 【事例 6】車いす使用者用トイレの場所が分かる標識を設置 (標識)・・・6 頁
- 【事例 7】運転者から見やすい位置に車いす使用者用駐車場の標識を設置 (標識)・・・7 頁
- 【事例 8】利用者が事前確認できるよう、ホームページに各種バリアフリー情報を提供・・・8 頁
- 【事例 9】車いす使用者とその他の障がい者等が安心して駐車場を利用できるよう、2 つ目の
障がい者等用駐車場「ゆずりあい駐車区画」を設置し「大阪府障がい者等用駐車区画
利用証制度」の協力施設として登録・・・9 頁
- 【事例 10】身体障害者補助犬利用者が安心して庁舎を利用できるよう、庁舎出入口や受付に
「ほじょ犬マーク」を表示・・・10 頁
- 【事例 11】庁舎の外部から A E D 設置が分かりやすいよう、道路に面した庁舎出入口に A E D
マークを表示・・・11 頁

項目 1 庁舎等におけるバリアフリー基準への対応の推進

【事例 1】高齢者等が転倒しないよう、踏み板を設置し玄関前の段差を解消
(移動等円滑化経路：車いす、高齢者等が利用する経路)

【改善前】



・ 庁舎の玄関前に 3 センチメートルの段差があり、車いすや高齢者の通行に支障

[大阪第 2 法務合同庁舎]



【改善後】



・ 利用者が転倒しないよう踏み板を設置し、段差を解消

【事例２】車いすのキャスター等が落ちないように、排水溝の蓋をスリット幅２ｃｍ以下のものに交換
(移動等円滑化経路：車いす、高齢者等が利用する経路)

【改善前】



・排水溝の蓋のスリットの幅が３センチメートルあり、車いすのキャスター等が落ちるおそれ

〔法務局池田出張所〕



【改善後】

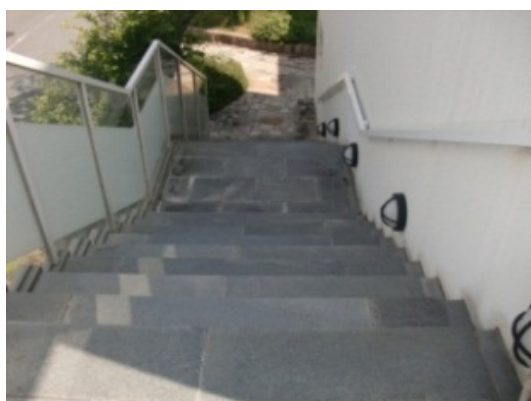


・車イスのキャスター等が落ちないスリット幅２センチメートル以下のものに交換

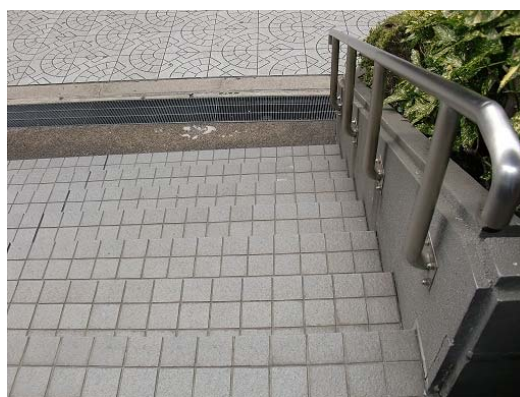
【事例３】敷地内の階段で転落しないよう、踏面の端が見分けやすい視認用テープを設置
(敷地内通路)

【改善前】

- ・ 階段の踏面が同材質・同色のため、高齢者や視覚障がい者は段の端が見分けにくい



〔法務局池田出張所〕



〔大阪合同庁舎第４号館〕



【改善後】

- ・ 階段の踏面の端が分かりやすいよう、踏面の端に明度差がつく視認用の黄色のテープを貼付して転落防止



【事例４】 視覚障がい者が通行しやすいよう、点字ブロック付近の駐輪自転車を整理し注意看板を設置
(視覚障害者移動等円滑化経路：点字ブロックの視覚障がい者用経路)

【改善前】



・点字ブロックの間近に、駐輪場をはみ出した自転車があり、視覚障がい者の通行に支障

[大阪第2法務合同庁舎]



【改善後】



・はみ出した自転車は、警備員が誘導・整理し、駐輪場利用者に対する注意の看板を設置

お願い
歩行者の通行の妨げ
にならないよう整列
して置いて下さい。

【事例５】車いす使用者のための駐車場を新たに設置（駐車場）

【改善前】



〔東大阪労働基準監督署〕

・ 車いす使用者用駐車場が
未設置



【改善後】



・ 玄関に近い車いす使用者用駐
車場を１区画設置
車いす使用者が優先的に利
用可能に

【事例 6】車いす使用者用トイレの場所が分かる標識を設置（標識）

【改善前】



・車いす使用者用トイレがある
ことが分からない標識

[大阪合同庁舎第 1 号館]



【改善後】



・車いす使用者用トイレがあ
ることが分かる図記号の標識
に変更

【事例 7】運転者から見やすい位置に車いす使用者用駐車場の標識を設置
(標識)

【改善前】



・車いす使用者用駐車場を示す
標識が壁面になく、場所が分か
りにくい

車いす使用者用駐車場

[法務局枚方出張所]



【改善後】



・車いす使用者用駐車場を示す
標識を、車の運転者から見やす
い位置に設置

項目2 高齢者・障がい者等に配慮したソフト面での対応の向上

(1) バリアフリー情報の提供

【事例8】利用者が事前確認できるよう、ホームページに各種バリアフリー情報を提供

【改善前】

- ・ ホームページでのバリアフリー情報提供は未実施
- バリアフリー設備の有無等が事前に確認できない



【改善後】

- ・ ホームページに、各種のバリアフリー情報を絵文字や文字で分かりやすく提供
- ・ 情報提供の対象は近畿管内の出先機関を含む
- バリアフリー設備等の状況が事前に確認でき、安心して庁舎利用が可能

近畿運輸局・支局・事務所バリアフリー状況												
平成27年1月1日現在												
設備の種類	身障者 駐車場	玄関 スロープ	玄関先 段差	インターフォン	点字 ブロック	点字 案内	エレベーター	手すり	身障者用 トイレ	オストメイト	貸出 車いす	補助犬 同伴
支局等												
合同庁舎4号館		東側から 平面		警備員 常駐								
大阪運輸支局		玄関 フラット										
なにわ自動車 検査登録事務所												

[近畿運輸局ホームページ]

<http://www.tb.mlit.go.jp/kinki/annai/akusesu/kannai-barihuri-info.pdf>

(2) 車いす使用者用駐車区画の適正利用

【事例9】 車いす使用者とその他の障がい者等が安心して駐車場を利用できるよう、2つ目の障がい者等用駐車場「ゆずりあい駐車区画」を設置し「大阪府障がい者等用駐車区画利用証制度」の協力施設として登録



[大阪税関（大阪港湾合同庁舎）]

○ これまでの車いす使用者用駐車区画に加えて、「ゆずりあい駐車区画」を設置し、大阪府に協力施設として登録

- 車いす使用者とその他障がい者等との駐車場使用の競合を解消・軽減
- 一般車の不適正使用の抑制



【大阪府ホームページより抜粋】

大阪府障がい者等用駐車区画利用証制度が始まります。

障がい者や高齢者など移動に配慮を要する方々が安心して外出できるよう、公共施設や商業施設などにおける車いす使用者用の駐車区画等をご利用いただくための利用証を大阪府が交付する制度が平成26年2月から開始しています。

皆さん一人ひとりのゆずりあいの心が、制度の基本です。駐車区画の適正利用にご理解、ご協力をお願いします。

【大阪府障がい者等用駐車区画利用証制度とは？】

公共施設や商業施設などにおいて、出入口近くに設けられた幅の広い「車いす使用者用駐車区画」を一般の人が利用し、真に必要な人が利用できなくなる事例が見受けられることから、大阪府としては、「車いす使用者用駐車区画」と、車いす使用者以外の移動に配慮が必要な方のための駐車スペース（「ゆずりあい駐車区画」）の両方を整備する「ダブルスペース」の取組を進めてきました。

今回の大阪府障がい者等用駐車区画利用証制度の導入は、ダブルスペースの整備と併せて、知事が利用証を交付することにより、これらの区画に駐車できる対象者を明確にすることで、不適正な駐車への更なる抑制を目指すものです。

■新着情報：以下の施設に新たにご協力いただきました！

- ・JA大阪泉州 岬支店〔泉州〕 New
- ・大阪合同庁舎第1号館〔大阪市〕 New
- ・大阪運輸支局 なにわ自動車検査登録事務所〔大阪市〕 New
- ・大阪運輸支局 和泉自動車検査登録事務所〔泉北〕 New
- ・近畿運輸局 大阪運輸支局〔北河内〕 New
- ・JA大阪泉州 阪南支店〔泉州〕
- ・大阪税関(大阪港湾合同庁舎)〔大阪市〕

- ※1 大阪府HP <http://www.pref.osaka.lg.jp/keikakusuishin/riyousyouseido/index.html>
2 登録施設は、随時追加されています。

(3) 身体障害者補助犬の受入れ

【事例 10】身体障害者補助犬利用者が安心して庁舎を利用できるよう、庁舎出入口や受付に「ほじょ犬マーク」を表示



[大阪運輸支局]



[大阪合同庁舎第4号館]

項目 3 庁舎等における利用者の安全対策の推進

【事例 11】庁舎の外部から A E D 設置が分かりやすいよう、道路に面した庁舎出入口に A E D マークを表示



〔大阪合同庁舎第 2 号館〕



〔大阪合同庁舎第 1 号館〕